

都市計画法に基づく

開発許可制度の手引き

令和 7 年 4 月 1 日

高崎市建設部開発指導課

「開発許可制度の手引」の位置づけ

行政手続法（平成5年法律第88号）によると、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして定めなければならない、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされています。

本手引はこの審査基準に相当する部分を多く含んでいますが、手引の中で基準という表現で示している部分はもちろんですが、そう表現していなくても法律の解釈を示している部分もあり、それらも審査の前提となるため審査基準の一部と位置づけるものです。

目 次

第1章 開発許可制度の概要	1
1 制度の目的	1
2 開発行為の定義に関する解釈基準（法第4条第12項）	1
3 開発区域の定義に関する解釈基準（法第4条第13項）	6
5 建築物の定義（法第4条第10項）	10
6 特定工作物の定義（法第4条第11項）	11
7 制度のあらまし	12
第2章 開発行為の許可	15
1 開発行為の許可（法第29条）	15
2 許可を要しない開発行為等	22
3 開発許可の特例（法第34条の2）	27
第3章 開発許可技術基準	28
1 開発許可技術基準（法第33条）	28
2 開発許可技術基準の適用区分（法第33条第1項各号）	28
3 用途地域等の適合（法第33条第1項第1号）	30
4 公共の用に供する空地の配置（法第33条第1項第2号）	31
5 道路に関する基準（令第25条第1号～第5号、規則第20条、第20条の2、第24条）	32
6 公園、緑地又は広場に関する基準（令第25条第6号、第7号、規則第21条、第25条）	46
7 消防水利に関する基準（令第25条第8号）	49
8 排水施設に関する基準 （法第33条第1項第3号、令第26条、第28条第7号、規則第22条、第26条）	51
9 給水施設に関する基準（法第33条第1項第4号）	59
10 地区計画等への適合（法第33条第1項第5号）	60
11 公共公益施設に関する基準（法第33条第1項第6号、令第27条）	61
12 宅地の安全性に関する基準 （法第33条第1項第7号、令第28条、規則第22条、第23条、第27条）	62
13 災害危険区域等の除外 （法第33条第1項第8号、令第23条の2、群馬県建築基準法施行条例第3条）	67

14	樹木の保存、表土の保全 (法第 33 条第 1 項第 9 号、令第 23 条の 3、第 28 条の 2、規則第 23 条の 2)	68
15	緩衝帯の設置 (法第 33 条第 1 項第 10 号、令第 23 条の 4、第 28 条の 3、規則第 23 条の 3)	70
16	運輸施設の適否 (法第 33 条第 1 項第 11 号、令第 24 条)	71
17	開発者の事業遂行の能力 (法第 33 条第 1 項第 12 号、第 13 号、令第 24 条の 2、第 24 条の 3)	72
18	関係権利者の同意 (法第 33 条第 1 項第 14 号)	73
第 4 章	市街化調整区域内の立地基準	74
1	公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品等の販売店等 (法第 34 条第 1 号、令第 29 条の 5)	74
2	鉱物資源、観光資源の利用上必要な施設 (法第 34 条第 2 号)	79
3	温度、湿度等特別な条件を必要とする建築物 (法第 34 条第 3 号)	79
4	農林水産物の処理等の施設 (法第 34 条第 4 号)	80
5	特定農山村地域における施設 (法第 34 条第 5 号)	81
6	中小企業の共同化又は集団化のための施設 (法第 34 条第 6 号)	81
7	既存工場の関連施設 (法第 34 条第 7 号)	81
8	危険物の貯蔵又は処理に供する施設 (法第 34 条第 8 号、令第 29 条の 6)	83
9	災害危険区域等の区域内に存する建築物等の移転 (法第 34 条第 8 号の 2)	84
10	市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な施設 (法第 34 条第 9 号、令第 29 条の 8)	85
11	地区計画又は集落地区計画の区域内での適合する建築物等の開発行為 (法第 34 条第 10 号)	86
12	条例で指定した市街化区域に隣接する地域内の開発行為 (法第 34 条第 11 号、令第 29 条の 9、条例第 2 条、第 3 条、第 4 条)	87
13	市街化促進のおそれがない等と認められるとして条例で定めた開発行為 (法第 34 条第 12 号)	95
14	既存権利の届出に基づく開発行為 (法第 34 条第 13 号、令第 30 条、規則第 28 条)	96
15	開発審査会の議を経る大規模開発行為 (廃止) (旧法第 34 条第 10 号イ、旧令第 31 条)	97
16	開発審査会の議を経て許可する開発行為 (法第 34 条第 14 号)	98
	開発審査会付議基準	99
	開発審査会判断基準	100
	高崎市開発審査会提案基準	101
	高崎市開発審査会包括承認基準	121
第 5 章	市街化調整区域における建築許可の手続き	136
1	市街化調整区域における建築許可の手続き (法第 43 条、令第 34 条、第 35 条、第 36 条、規則第 34 条)	136
2	許可を要しない建築行為等	140
3	既存建築物の増築及び改築に関する取扱い基準	141
4	用途変更に関する取扱い基準	142
第 6 章	開発許可申請等の手続き	145
1	許可申請から許可までの手続き (法第 30 条、規則第 15 条、第 16 条、第 17 条)	145
2	工事着手等 (市規制規則第 9 条、第 10 条)	162
3	工事完了検査 (法第 36 条、規則第 29 条、第 30 条、市規制規則第 12 条)	164
4	完了公告 (法第 36 条、規則第 31 条)	166

5	公共施設の管理（法第 39 条）	167
6	公共施設用地の帰属（法第 40 条、令第 32 条、第 33 条、規則第 33 条）	168
第 7 章	開発許可に関するその他の手続き	170
1	事前の手続き	170
2	公共施設の管理者の同意、協議（法第 32 条、令第 23 条）	171
3	変更許可申請及び変更届（法第 35 条の 2、令第 31 条の 2、規則第 28 条の 2、第 28 条の 3、 第 28 条の 4、市規制規則第 6 条）	173
4	完了公告以前の建築等制限（法第 37 条、市規制規則第 15 条）	176
5	開発行為の廃止（法第 38 条、規則第 32 条、市規制規則第 14 条）	178
6	建築物の形態制限（法第 41 条、市規制規則第 16 条）	179
7	予定建築物等以外の建築等の制限（法第 42 条）	181
8	地位の承継（法第 44 条、第 45 条、市規制規則第 20 条、第 21 条）	183
第 8 章	その他	185
1	建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第 60 条、市規制規則第 24 条）	185
2	不服申立て（法第 50 条、第 51 条）	186
3	開発審査会（法第 78 条、令第 43 条）	187
4	違反行為に対する罰則等（法第 80 条、第 81 条、令第 42 条、規則第 59 条、第 59 条の 2）	189
5	開発登録簿 （法第 46 条、第 47 条、規則第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、市規制規則第 23 条）	191
6	申請手数料（高崎市開発行為許可等手数料条例第 2 条）	193
7	申請書及び届出書の提出部数	194
巻末付録		
	開発許可制度質疑応答集	
	申請書様式集	

本書において、次の略称を用いる。

法・・・・・・都市計画法（S43 法律第 100 号）

令・・・・・・都市計画法施行令（S44 政令第 158 号）

規則・・・・・・都市計画法施行規則（S44 建設省令第 49 号）

条例・・・・・・高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（H16 条例第 20 号）

手数料条例・・高崎市開発行為等手数料条例（H12 条例第 19 号）

市規則・・・・高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例施行規則（H16 規則第 4 号）

市規制規則・・高崎市開発行為等の規制に関する規則（S57 規則第 19 号）

市閲覧規則・・高崎市開発登録簿閲覧規則（S57 規則第 20 号）